

第 367 回滋賀県内水面漁場管理委員会 会議要録

1. 日 時 令和 7 年 8 月 22 日（金） 14 時 00 分～16 時 15 分
2. 場 所 大津合同庁舎 7 A 会議室
3. 出 席 委 員 林 英志 亀甲 武志 中野 博仁 武友 博次
佐野 昇 須藤 明子 池田 廣美 三浦 公孝
池田 則之 田辺 祥子
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 西森書記 関書記
橋本書記
5. 説 明 員 水産課 松田課長 三枝参事 上垣課長補佐
佐野主幹（兼務） 大前副主幹 草野主査
水産試験場 酒井場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 林 英志 印

署名委員 三浦公孝 印

署名委員 池田則之 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14 時 00 分

牧野事務局長 ただ今から、第 367 回滋賀県内水面漁場管理委員会を開催します。本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長の牧野でございます。よろしくお願いします。

本日御出席の委員は 10 名でございますので漁業法第 173 条において準用する同法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを報告いたします。

それでは、議事の進行につきまして、会長よろしくお願いします。

林会長 ただいまから 367 回の滋賀県内水面漁場管理委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は三浦委員と池田則之委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、協議事項に入ります。“特定疾病レッドマウス病の発生と目標増殖量の取扱い”について、水産課から説明をお願いします。

(1) 協議事項

ア 特定疾病レッドマウス病の発生と目標増殖量の取扱い

水産課説明 佐野主幹

林会長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

池田則之委員 病気が出た原因は調べているのですか。どうして病気が出たのですか。

三枝参事 皆様心配されていると思います。原因の特定について国の水研機構と相談をして進めてまいりました。醒井養鱒場は自家採卵をしながら完全養殖する施設ですので、外部から魚や卵を買ってくることはしていません。また採卵後の卵消毒もしっかりしています。また、上流に他の養魚場があったり、マス類が棲んでいるとかの状況であれば汚染のリスクもありますが、醒井養鱒場は湧水の直下にあるためそのような魚類からの感染も否定されます。一方で醒井養鱒場は観光地であり非常に多くの人を訪れますが、そのような中で今回病気が発生したのは A 棟と呼ばれる建屋内であり、飼育員は手指消毒

や長靴の消毒等の防疫措置をしっかりとってきたのですが病気が発生してしまいました。建屋は密閉されているわけではなく、わずかな隙間はあるため、そのようなところから例えばネズミなどの小動物が入り込む余地があったと考えられます。おそらくそのような別の生き物が運び込んできたのではないかと考えているところです。建屋の中のイワナは全量処分し、ほかの池の魚についても検査をして陰性であることを確認しています。今回不幸にも発生してしまいましたが、なんとか1事象で封じ込められたと考えています。

池田則之委員

建屋の中には池がいくつもあったと思いますが、その全部の池で病気が発生したのですか。

三枝参事

国の確定診断で病気が確認されたのは10面の池のうち1面だけです。同様の症状は他2面で出ていました。1つの建物の中で隣接して池がありますので、予防的措置ということで建物の中の魚は全数処分したところです。

池田則之委員

全量処分すればこのような事態になることはわかっていますので、義務放流の分くらい残せなかったのかと思いました。

それと代替方法のアでは、2g種苗を放流するということですが、そうすると1歳魚の代わりに0歳魚を放流するということになるため、1歳魚がいなくなってしまうので、1年空くということになります。つまり解禁しても釣れないということになります。それでもいいのですか。

佐野主幹

年齢構成にひずみは生じますが、増殖義務は果たしていただいていると考えられます。放流のウェイトが高い漁場だと釣れないとのクレームが入るケースも予想されます。そのような場合、イワナの代替でアマゴを放流する場合も同じですが、天然の再生産が少ないような漁場では、遊漁者に何らかの方法で周知する必要性はあると考えられます。

池田則之委員

うちの漁協では春に成魚放流をしています。成魚は2年魚なので今年は大丈夫でも来年はいなくなります。その場合にはどうしたらいいのですか。

佐野主幹

年齢構成に歪みが生じても、増殖義務を果たしていただければ制

度的には問題はありません。ただし遊漁者の方への説明やニーズにこたえるような対策を検討していただくことになるのかなと思います。

池田則之委員 それは県がやってくれるのですか。組合ではできません。

林会長 この案は国の指導に基づく案なのですか。特定疾病ということであれば、国の支援はもらえないのですか。3案とも国はOKしているのですか。

佐野主幹 県の自治事務ですので、3案に関しては県が作成しています。

林会長 国はどう考えているのですか。処分せよと言うだけですか。

佐野主幹 養殖に関しては処分に対する補償があると認識しています。

林会長 鳥インフルエンザなどでも処分に関する指針などは出ていると思いますが、そのあたりはどうなっているのですか。

佐野委員 この案を作ったときに組合に相談をしたのですか。

佐野主幹 していません。

佐野委員 組合の看板にはアマゴ、イワナと魚種別を書いてあります。増殖しない場合はその看板を外さないといけなくなります。増殖する気もないのに看板に書くことはできません。

佐野主幹 もちろんそうです。緊急的な対応として令和7年だけの措置です。

佐野委員 イワナをニジマスに変えてほしいという組合も出てきかねません。組合の意見を全部聞かないと、最初から3案に絞るのは良くないと思います。

佐野主幹 制度上、代替できる案をすべて示したものがこの3案だと認識しています。この中から各組合の事情を考慮して選んでいただきたいと考えています。

- 佐野委員 多くの組合がニジマスを放流していますが、それは釣りやすいからです。イワナは釣りにくいからニジマスを放流したいとなってきます。卵放流を皆が希望した場合、そんなに卵を作れるのですか。
- 佐野主幹 できません。加えて、卵放流は水産庁の技術的助言の中で認められている方法ですが、技術的にほとんどの組合ではできないと認識しています。最大限選択肢を示すという意味でここに記載しています。
- 佐野委員 皆が代替できないのであればここに書く必要がないのではと思います。
- 佐野主幹 卵だけでなく、種苗についても、極端の希望の偏りがあった場合には全量を供給できない可能性があります。
- 佐野委員 醒井養鱒場でも今後の親を作る必要があるので、卵放流はしない方がいいと思います。卵をできるだけ残して醒井で育てた方がいいと思います。
- 佐野主幹 代替できる量については醒井と相談しながらになりますので、極端に偏った場合には各漁協に調整をお願いすることもありえます。
- 佐野委員 醒井もこんなに暑かったら限界がきていて、作れないのではないかと思います。
- 池田則之委員 全量処分したときにこうなることはわかっていたはずですが。私は釣る分には醒井の魚じゃなくても県外の魚でもいいです。そのことについて全量処分するときに検討しなかったのですか。
- 三枝委員 全量処分は病気を絶対再発させない、また、河川にまん延させないということで、苦渋の選択として行いました。その代替として県外の魚を導入できないか醒井とも相談しましたが、違う病気を持ち込むリスクを考えると導入しない方がいいとのことで、他所からイワナを買ってきて導入するということはしませんでした。
- 須藤委員 話を戻してしまいましたが、感染の原因としてネズミ等がとのことでしたが、水鳥が細菌を保有していたのではないかと記憶しています。

す。アオサギ等について国に支援いただいて保有状況を調べてみてはどうかと思います。

三枝参事

アオサギが怪しいとか絞り込んではいませんが、国の研究所にて菌株の解析を進めていただいております。そういったところも含めて国の研究所と相談をしながら今後同様のことがないように取り組んでいきたいと考えています。今回発生した建屋ではさすがにアオサギが入り込むことはないと思っています。

過去に国内でこの病気が発生したときに大規模なサーベイランスが実施され、国内に実はたくさんいるのではないかとということが分かっているようです。特定疾病との扱いになってはいますが、ひょっとするとその辺にいる菌である可能性も否定できないところだと思います。そのあたりも含め国と協力しながら醒井養鱒場で再び発生しないように防疫措置をとってまいりたいと考えています。

須藤委員

あっちこっちにいる菌のようですし、水鳥が保菌していたとも記憶していますし、今回醒井養鱒場の近辺でサーベイランスというのは考えていないということですね。

三枝参事

過去に大規模に調査されたということもあるかもしれませんが、国の方で改めてサーベイランスというのは考えられていません。

林会長

漁協としては1年空く、遊漁者は釣れないという懸念があります。県と国も支援しないとのこと。イワナ2gは本来15g種苗の4.4倍放流しなくてはいけないところを予算の範囲内の2.7倍でいいとか、そのあたりもう少し整理した方がいいのではないのでしょうか。2.7倍だと目標増殖量を達成しないので、遊漁者が何で料金を払わなければならないんだとなりませんか。

佐野主幹

国の技術的助言の中で、目標増殖量は尾数だけでなく、金額に置き換えて示すことも検討するとされており、尾数ベースの4.4倍ではなく、金額ベースの2.7倍とすることは、国の技術的助言の範囲および県の自治事務として問題ないと考えています。

池田則之委員

釣れなければお客が来ないので、釣れるようにしてもらわないといけません。小さい種苗を放流しても釣れません。どうしたらいいのか指導をしていただきたいです。

林会長 国がよくわかりません。特定疾病にして全部処分しなさいとか。

池田則之委員 国が全部処分せよと言ったのですか。

三枝参事 持続的養殖生産確保法の中で、処分命令は県がすることになって
いますので、まずは蔓延を防止する、再発を防止するという観点で
処分をする範囲を県が決めました。結果として昨秋に採卵した世代
がいなくなってしまったのは残念ですが、そのような処分が必要だ
ったと考えています。

池田則之委員 県が処分したのであれば、県が責任をもって組合をちゃんとして
もらわないといけないと思います。

林会長 他の県の事例はないのですか。他の県はどのようにしているの
ですか。

三枝参事 レッドマウス病は先ほど須藤委員がおっしゃったとおり、国内2
例目の事例です。1例目は放流用の種苗を生産する施設ではなかつ
たと認識しています。

イワナが1世代抜けてしまうことは遊漁者の方に影響が大きいと
いうことは十分に承知をしています。そういった中で遊漁者の方に
ご理解いただけるような方法であるとか、アマゴがイワナの代替に
なるとは言い切れませんが、何とか釣りに来ていただくというところ
について、何とか漁協の皆様に取り添いながらご相談に乗ってい
きたいなと思っています。

佐野委員 アの2グラム種苗をそれだけ用意できるのですか。

佐野主幹 醒井養鱒場と相談していますが、極端な希望の偏りがない限り賄
えと聞いています。

佐野委員 今醒井にいる親からそれだけの2g種苗ができるのですか。それ
で後にイワナを残せるのですか。卵も2gも同じですが、残せなけ
ればこの先どうするのですか。

佐野主幹 その点については醒井養鱒場と相談しながら進めます。2g種苗
については、この秋多く卵を絞ることで多く作れると聞いていま

す。

佐野委員 県では、種苗を県外から入れてはいけないと決まっているのですか。

佐野主幹 明文化されて決まっているわけではありません。

林会長 調整規則で決まっているのではないですか。アユは決まっていますが。

佐野主幹 アユはそうですが、アマゴ・イワナについて移植許可は必要ありません。法律や規則に基づくものではなく、種苗が不足する今年大量に県外産が放流されることを避けるために、県外産を控えるよう指導すると書きました。

佐野委員 それならばある場所のイワナに全て揃えればいいのではないですか。

亀甲委員 醒井養鱒場の防疫体制の中で細心の注意を払っても病気が出たので、何が感染源かわかりませんが、この状況で外から新しいのを醒井に入れるのはやめたほうがいいだろうなと思います。今ある系統を次世代につなげるのがいいと思います。

池田則之委員 醒井は釣り人がいっぱい入っています。昨日他県で釣りをしていた者がそのままの格好・道具で醒井で釣りをしています。鳥よりも先に人が持ち込みます。種苗生産する場所がそのような状況で、本当に防疫ができるのかと思います。

林会長 今のところ他の池では調べても出てないとのことですが。

池田則之委員 もっと原因を徹底的に調べてから、皆にこういう風にすると言ってもらうべきだと思います。

佐野主幹 目標増殖量の取り扱いをどうするかという話と県外産の導入の話が混ざっているように思います。今回特に協議したいのは目標増殖量の取り扱いについてです。今回の案で示した代替方法を獲れないため県外産を導入したいという漁協については、あくまで指導で

すので、そのようにしてもらえればいいのではないかと思います。

林会長

それは良くないと思います。県外の種苗を入れてほしくないという県の方針ですので。

この代替方法だと1世代空くがどうするかということが詰められていません。また、2g種苗を本来4.4倍入れなければならないところを2.7倍でOKとするところも詰められていません。少なくとも増殖指針を超えるのであれば2.7倍でもいいですが、足りないのであればおかしいと思います。

それと、国に手当せよと言ってもいいのではないですか。

佐野委員

河川漁連としては、今年はアイウのいずれかの代替方法でお願いしますと言ってももらいたいです。各組合がばらばらの代替方法だと事務的な手間が大変になります。その場合に醒井で供給可能ですか。

佐野主幹

醒井と相談して進めます。

三枝参事

この後各漁協の意向について調査をします。その結果、アはどことどここの漁協、イはどことどここの漁協というようにとりまとめをします。今年度の増殖をしっかりと取り組んでもらえるように考えております。

佐野委員

各組合の意向聞き取りを早急にしてください。

林会長

このままでは話がまとまらないので、漁協への聞き取りをしてください。議決取りません。練り直しですね。

国には補償とか支援を求めてもいいのではないですか。それでだめなら県の対応はこうしますしかないと思いますが。

須藤委員

今、調べましたが保菌確認されているのは、魚類、ザリガニ、カモメ、ネズミ、カワウソです。

林会長

委員の皆様どうですか。

中野委員

増殖に関しては練り直しということでもいいんですが、1年間空いて釣れないことに対する答えも考えていただけるのですね。

林会長
酒井場長

それも含めて。

会長からは 2g 種苗を放流したときに増殖指針を下回ってしまうがそれでいいのかとのご指摘がありましたけれども、それは金額ベースで考えることも国は認めているということで今回は緊急事態ですので、今年度だけこういう考え方をするよということです。もう一つ、本来今年 1 歳を放流することで来年釣れるはずだったものを増殖できない、その部分をどうするのが一番大きな問題かなと思います。しかし県外から 1 歳の種苗を導入するというのは魚病のリスクを防ぐ点から辞めたいとの思いですので、代替手段としてはアマゴに振り替える、アマゴの 1 歳魚を放流することで、釣れる溪流魚としては必要な尾数を確保するという以外に代替の手段はないように思います。今回この案を練り直すということを検討してもこの他の案は見出しにくいので、令和 7 年度の増殖については、レッドマウス病が発生して、それがまん延することを防止するための最大限の措置をとったためにイワナの放流ができなくなったというこういう特別な事情を勘案して、こういう代替の案で何とか今年度の増殖を皆さんに果たしていただけるように考えたいということだと思います。遊漁者の皆様には、今シーズンはこういう理由でイワナの放流をアマゴに振り替えて行いますというような周知はしていただいて、それを理解していただいたうえで漁場に来ていただくことが必要ではないかと思います。会長・委員の皆様のいろいろなご意見を承りましたけれども、行政としましてはなかなかこれ以外の案としましては今のところ見出しにくいので、佐野委員がおっしゃったばらばらになると困るのでまとめてくれということについては、事前に聞き取りをしてどの組合がどの対応で行くのかということをしかり整理して河川漁連にお示しすると。

佐野委員

全てアマゴに変えるのはわかりやすい。ただ、その年のイワナの増殖はなくなるということです。そこをお客に組合が説明するのか、県が説明するのか。アマゴをイワナに変えるのは 1 番簡単ですが、その説明ができるのですか。

池田則之委員

そこを組合が言うのではなく、県が説明してほしいです。なぜ何もしていない組合がお客にすみませんと謝らなければならないのですか。おかしいと思います。

酒井場長

どの組合がどの増殖をされたかについては、県でも把握できます

し、県の方でもその努力は致しますし、ただ、組合に券を買いに来たお客には組合から説明の努力はしていただきたいと思います。

池田則之委員 1歳魚はなくても、2、3歳魚で代替はできないのですか。

酒井場長 養鱒場もイワナの2歳魚は確保されています。ただ、それは親魚候補として保有しているので、それを出してしまうのは難しいのかなと思います。

池田則之委員 2歳魚は採卵後に放流できるのではないですか。

三枝参事 2歳魚以上のものを増殖に活かさないかということを検討する余地はあると思います。各漁協から聞き取りの中でご意見賜れば、検討していけばいいのかなと思っています。

佐野主幹 池田委員がおっしゃった周知に関しましては、県としてできることはしたいと思います。できることとしては、県のホームページ、チラシ、SNS等になるかとは思いますが、県が個別にお客に説明するとかは現実的には難しいと思いますが、県がこう言っていますということを書いていただければいいと思います。

松田課長 今回は、漁業権を免許するための条件としての、目標増殖量をどうするか。

池田則之委員 免許を維持しても、組合の運営ができないと、組合がつぶれてしまいます。

松田課長 提案させていただいた話は漁業法に基づく免許を維持する条件として目標増殖量があって、それをクリアしないと免許が維持できない、そこをどうしようというところで今回議案として提出させていただきました。それ以外の話として種苗の確保とか遊漁者への広報、周知があります。イワナが確保できない中で、免許を維持するために代替措置として、令和7年度の特例措置として、この形で進めさせていただきたいなと思っています。種苗の確保とか遊漁者への広報、周知については改めて別の機会にご報告させていただきたいと思います。

池田則之委員 免許を維持できても組合がつぶれてしまう。そこを何とかしていただきたいです。

松田課長 免許を維持するために、令和7年度の目標増殖量をまずは達成していただかないと思います。

池田則之委員 令和7年度の増殖をしても令和8年度の売り上げがゼロだったら。それを考えてもらわないといけません。

松田課長 その出発点を今日お話しさせていただいていることをご理解していただきたいと思います。

佐野主幹 アマゴの15g種苗は飼育上成長抑制が必要で、イワナの代替とし量を確保するためのタイムリミットが迫っている状況です。

佐野委員 令和7年度にイワナの稚魚放流をしなくても水産庁は大丈夫ですか。

佐野主幹 漁業権は自治事務で県の裁量が認められる中で、国の技術的助言に沿った代替手段になっています。これ以外の代替手段は見つけにくいと思います。

佐野委員 水産庁がとおるならいいです。

林会長 この3案以外に、組合には休業の選択肢があります。

佐野委員 連合会からすれば、一律アマゴに代替するのが楽でいいです。

佐野主幹 どの漁協がどの代替手段をとるか表にまとめてお示ししたいと思います。

佐野委員 緊急事態でこうなりましたということで説明がつくならそれでいいです。増殖していないのに料金をなぜ料金を取れるのかといわれると困ります。そこさえクリアできればそれでいいです。

佐野主幹 問題ありません。国の技術的助言にも従っていますし、元々本県においてはマス類一括で料金を設定していますので、大丈夫です。

佐野委員 それでいきましょう。とりあえず早く全組合に聞き取りしてください。

林会長 漁業法上これでいけるということで提案してもらいましたが、イワナについてはこれだけ、アマゴについてはこれだけ確保できると、現実にいけるのかということと、各組合に整理してもらった方がいいですね。

松田課長 河川漁協にとって一番負担がないように設定していただいたのがこの3案になります。いずれの方法についても醒井で供給できると聞いてはいますが、無理をしている部分もあると思われます。そのあたりを確認したうえでまた会長および佐野委員とご相談させていただいて、場合によっては河川漁連の協力をいただいて各漁協にご指導いただくことをお願いするかもしれませんが、まずこの3案のいずれかでご対応いただくとのことでしていただければと思います。

林会長 3案以外に休業という選択肢もあります。1年だけ休む。

上垣課長補佐 この3案に会長の言う休業合わせた4案で、各漁協に聞き取りをしていいかということについては決めていただかないと、動き方が難しいと思います。

林会長 案だけではなく、結局どうなるかの表がないといけません。

上垣課長補佐 集計した結果こうなりましたという表ですね。

林会長 それを委員会に示して、これでいいですね、緊急的にしようがないですねというなら分かります。

上垣課長補佐 これで進めて、また結果をお示しするということですね。

佐野主幹 漁協の意向と醒井の生産能力を考慮して、改めて代替手段の表を作って委員会にお示しする場を設けるということですね。

林会長 場を設けるか、あるいは書面で、こうなりましたけどいかがですかと。

須藤委員 その場合この案ア、イ、ウと休業ですか。今日の議論を聞いていて、ウはなくした方がややこしくないのかなと思いますが、あえてこれを入れる必要性はありますか。

佐野委員 ウは技術が必要なので、気軽に選択しないでほしいところですが、技術的助言の中で認められている増殖方法ですので、選択肢として残しておくべきだと考えています。希望するところがあっても、本当にできるのかは確認します。

酒井場長 大滝漁協では卵放流が行われていますが、水産試験場の職員が現地に同行して指導しながら放流をしています。他の漁協は経験がないので、水産試験場が指導する必要がありますが、複数の漁協から希望があっても対応しきれないことが想定されます。増殖手段としてはありますが、現実的には難しいと思います。

林会長 その点も頭に入れて、聞き取りをして、整理してもらえばいいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

林会長 それでは、2番目の協議事項に入ります。

(1) 協議事項

イ 滋賀県内水面漁業振興計画と滋賀県淡水真珠振興計画 水産課説明 大前副主幹

林会長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

林会長 なぜここで二ホンジカが取り上げられたのですか。ほかにも増えているものはいっぱいいます。

大前副主幹 増えた二ホンジカによる食害が顕著に影響を与えているということで、ここでは二ホンジカを記載させていただいています。これについては、水産課ではなく、森林関係部署の方が詳しいので、意見照会の結果として反映されることもあると思います。

佐野委員 3期目は2期目とどう大きく変わるのですか。

大前副主幹 2期目からの大きな変更点としましては、近年の気候変動による

影響と琵琶湖の生産力の評価です。琵琶湖のアユを生産する力、アユは本県において特に重要な魚種でありますので、人工河川も活用して力を入れて取り組んでいきたいと記載しています。

佐野委員 2期目の反省はないのですか。計画はうまいこといかなかったと思います。

林会長 その反省を踏まえて、3期目を作ったのではないですか。

佐野委員 現状と課題に昭和30年代は10,000トン、平成23年以降は1,000トンの漁獲と書いています。しかし、30年代から40年代は琵琶湖の漁師はたくさんいましたが、平成23年以降には10分の1以下になっていると思うので、この時期の漁獲をそのまま比較するのは、間違っていると思います。この間にもう一文書き加えたうえで比較するなラいいと思います

林会長 それは資源が減ったから、漁師が減ったともいえるのではないですか。

佐野委員 知らない者が読んだら、こんなに琵琶湖の魚が減ったのかと思ってしまいます。漁師が減ったために、漁獲量が減った部分大きいと思います。また、昭和30年、40年、50年ごろまでは、各漁協に魚揚場があって、漁獲高の報告がきちんとされていました。今は魚揚場があるところはわずかで、放流用の活魚と魚揚場のある所の漁獲しか報告されていないため、漁獲量が少なくなっていると思います。

須藤委員 佐野委員が違和感を抱いているのは、「Ⅱ-3の内水面漁業の健全な発展に関する現状と課題」に書かれている漁村文化などの話が、「はじめに」のところに頭出しされていないためだと思います。私もここは違和感があります。Ⅱ-3番の真ん中ほどの下線のところに内水面漁業の担い手の高齢化と減少と書いてあるのですが、これはここにだけちらっと出てくるほど小さい問題ではありません。Ⅰ-1計画策定の趣旨に、項目立てしてもいいくらいの話なのに、いきなりここに出てきて、その結果、すべてが自然資源の問題に集約されているかのように見えるので、立て付けが悪いのではないかと思います。哺乳類とかで定められている計画では、人口縮小社会が背

景にあって、いろんな影響が出てきているというのを表に出しています。それも参考するといいと思います。漁業者の高齢化もありますが、社会全体として人口が縮小している中で出てきている問題と位置付けてもいいのではないのでしょうか。これからどんどん日本人が減っていきますし、その中で、全体が減るから漁業者が減るのも当然で、そういう切り口がはじめにのところにあると佐野委員の違和感が払拭されるのではないかと思います。鳥獣被害は人口縮小社会というのをタイトルに出しています。内水面漁業の計画がその言葉を使ったとて違和感はないと思います。すでにⅡ-3に書かれているので、それを前に出せば、きれいに行くのではないかと思います。

松田課長

須藤委員ありがとうございます。御指摘の通りだと思います。この計画の目指すところは、少数でもひとりひとりが精鋭な儲かる漁業、いわゆる人口減少の部分も踏まえたうえで、より効率的な漁業を進めていこうという趣旨です。結論は変わらないのですが、説明の段階が十分伝えきれない部分があったと思いますので、その辺はわかりやすく修正させていただこうと思います。

林会長

他に意見ございますか。無いようでしたら、次に移ります。滋賀県淡水真珠振興計画について、水産課から説明をお願いします。

(1) 協議事項

- イ 滋賀県内水面漁業振興計画と滋賀県淡水真珠振興計画
水産課説明 草野主査

林会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

林会長

目標数は設定しないのですか。

草野主査

目標数はこれから設定する予定です。

須藤委員

SDGs は必須ですか。SDGs は5年後にはなくなっているかもしれません。

草野主査

御意見ありがとうございます。

おっしゃる通り SDGs が今後どうなっているかわからないという視点も踏まえて、記載の可否について検討させていただきます。

林会長 他に意見ございますか。無いようでしたら、それでは、ただ今説明のありました“滋賀県内水面漁業振興計画”と“滋賀県淡水真珠振興計画”につきましては、“異議なし”として答申することといたします。

 なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。それでは、３番目の報告事項に入ります。アユ資源の状況について、水産試験場から説明をお願いします。

（２）報告事項

 ア アユ資源の状況について
 水産試験場 酒井場長

林会長 ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

林会長 親魚が平年並みにいるということは、アユ資源の復活の可能性があるとということです。

酒井場長 親魚がいても、産卵期に河川水温が高すぎるとうまく産卵できないので心配しています。今後の調査では、川の状況も含めて調査をしていきます。

佐野委員 とりあえず河川の自然産卵を守るようなことをしてほしいです。天然遡上のアユはまだ婚姻色が出ていません。

林会長 他にないようでしたら、以上で第 367 回滋賀県内水面漁場管理委員会を終了いたします。